

明石市行政改革推進懇話会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市行政改革推進懇話会設置要綱第9条の規定に基づき、明石市行政推進懇話会の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものと会長が認め、委員に同意を得た場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 公正かつ円滑な議事運営が損なわれる
- (2) 個人情報の保護が損なわれるおそれがある

3 会議の公開は、傍聴によるものとする。

(傍聴定員)

第3条 会長は、会議の開催場所の規模等により傍聴者の定員を定めることができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、申し込み先着順に傍聴者を決めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議を開催するときは、開催日時、開催場所、主な議題、傍聴定員、申し込み方法及び申し込み期限等の傍聴に必要な情報を市ホームページ等により、あらかじめ広報するものとする。

(受付)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催10分前までに、自己の氏名、住所及び電話番号を傍聴者受付簿に記入するものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を認めない。

- (1) 銃器、刃物その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴者が遵守すべき事項)

第7条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否の意思表示をすること。
 - (2) 会議において、自ら発言すること。
 - (3) 騒ぎ立てること。
 - (4) 示威的行為をすること。
 - (5) 携帯電話その他無線機を使用すること。
 - (6) 前各号に掲げることのほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をすること。
- 3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- 5 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第8条 会長は、会議を開催するときは、次の資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。

- (1) 会議次第又は議題を記載した資料
 - (2) その他会長が必要と認めた資料
- 2 前項各号の資料は、会議の終了後に回収するものとする。ただし、会長が回収する必要がないと認めるときはこの限りではない。

(会議録)

第9条 会長は会議録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 2 会議録は、懇話会の庶務を担当する行政改革課において保管する。

附 則 (平成19年8月2日制定)

(施行期日)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日制定)

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。